

行政区画等審議会の答申概要

◆行政区変更の方針

行政区を変更する場合は、行政区編成当初の基準は尊重するものの、行政サービスの安定性や継続性の確保、市民生活に与える影響を十分考慮し、慎重に行うことが必要である。

行政区の種別ごとの方針（検討するか否かの判断）

①行政区の再編成（分区・合区等）

市町村合併や特定の行政区における人口の著しい減少や増加等によって、区における適切かつ効率的な行政サービスの維持が困難となり、市民生活に著しい支障をきたすことが明確になった場合は、新たな行政区の設置や、行政区の分割・統合などを検討する。

②①以外の変更（区境の変更）

地形地物等の大規模な変更等によって、区における適切かつ効率的な行政サービス及び市民生活に支障をきたす可能性が明らかになった場合は、区境の見直しを検討する。

◆区境変更の審査基準

区境変更を行う場合は、以下の基準を全て満たすものとする。

- ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること
- イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること
- ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること
- エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること
- オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること

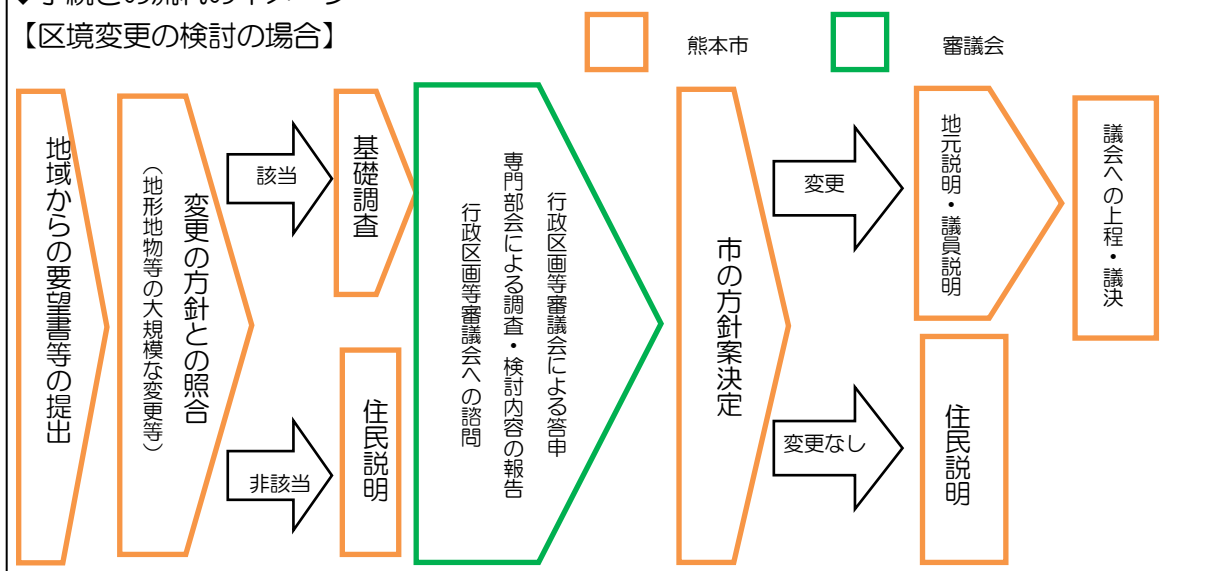
- ・イ地権者（事業者を含む）は概ね全員とし、所在不明で連絡が取れない者以外全ての同意とする
- ・ウ区境の変更に該当するエリアの自治会、自治協議会、隣接する自治会及び関係する自治協議会には十分な説明を行い、同意を得ること

◆手続きの流れ

- ① 行政区の再編成（分区・合区）・・・行政区画等審議会を設置し、審議
- ② 区境の変更・・・必要に応じ行政区画等審議会及び専門部会を設置し、審議

◆手続きの流れのイメージ

【区境変更の検討の場合】



◆付帯事項

政令指定都市移行時の区割りにおいては、地域コミュニティを維持する観点から、小学校の通学区域を分断しないよう線引きがなされた。

しかしながら、政令指定都市移行以前から小学校の通学区域の見直し及び区の変更に関する要望等があった地域において、区割り決定後に、小学校の通学区域が変更となったことから、この地域については、これまでの経緯を考慮し、地域の要望を確認した上で、審議会での協議を検討すること。

また、「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」については、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等も加味した上で、検討すること。

なお、今後、「行政区変更の方針」に基づき区境の変更を検討する場合、この付帯事項に基づく対応が前例となるものではないことに留意すること。